

徳島県・徳島県警と連携して自転車乗車中のヘルメット着用を推進**～ ヘルメット着用推進チラシの贈呈式と情宣活動を実施 ～**

日本損害保険協会四国支部徳島損保会（会長：薄葉 将臣・損害保険ジャパン株式会社徳島支店長）では、本年4月1日から道路交通法の改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったことから、徳島県と徳島県警察本部と共同でチラシを作成しました。

チラシの作成に伴い、3月29日（水）に徳島県庁でチラシの贈呈式を、4月10日（月）に徳島県警察本部や徳島中央警察署の署員等と情宣活動を実施しました。

1. ヘルメット着用推進チラシの贈呈式

日時：2023年3月29日（水） 10時～10時20分

場所：徳島県庁 10階消費者行政プラットホーム会議室

薄葉徳島損保会長から、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局玉田局長、徳島県警察本部船本交通部長にそれぞれチラシ10,000部の贈呈がありました。

玉田局長から、「県内での死亡事故は予断を許さない状況であるため、このチラシを活用して啓発を行っていきたい。」、船本交通部長から、「徳島県内で発生している交通事故で亡くなった方のなかにはヘルメットを着用していれば命が助かったかもしれない事故もある。このチラシを用いて広報キャンペーンを実施したい。」との御礼の発言がありました。



玉田局長(左)にチラシを贈呈する薄葉会長



船本交通部長(左)にチラシを贈呈する薄葉会長

2. ヘルメット着用推進情宣活動

日時：2023年4月10日（月） 7時30分～8時

場所：徳島城鷲の門前の道路

当日は通学で自転車を利用している高校生を中心にヘルメット着用推進チラシと自転車に付ける反射板をセットにして情宣活動を行いました。

多くの高校生がヘルメットを着用しておらず、「努力義務になったとは知らなかった」、「親と相談して着用したい」といった声がありました。



高校生にヘルメット着用を説明する協会関係者

自転車 もクルマと同じ車両です！
交通ルールを守って、安全運転を心がけましょう！
 その運転… **交通違反** であり **罰則** があります！

× 無灯火 **× 右側通行**
× スマホ操作

そのほかにも、このような危険な運転は交通違反となります！

× 傘さし運転 **× あおり運転** **× 併進での走行** **当然 × 飲酒運転**

もしも、自転車事故で加害者になったら・・・

<small>歩行者横断者等死等で書類不届</small> <small>小学生の夜間の正面衝突事故</small> <small>神戸地裁 H25.7月判決</small> 9,821万円	<small>被害者男性死亡</small> <small>高校生の夜間無灯火での衝突事故</small> <small>高松高裁 H27.7月判決</small> 9,830万円	<small>自転車運転中の被害者は後遺障害（後遺障害等級）</small> <small>高校生の危険運転での衝突事故</small> <small>東京地裁 H20.6月判決</small> 9,266万円
---	--	---

万一来て、「個人賠償責任保険」などに加入することが大切です。

日本損害保険協会四国支部 徳島県・徳島県警察

作成したチラシ

当支部では、引続き行政等と連携し、交通事故減少に向けた取組みを推進して参ります。